

溶解工程

有害光線

健康障害防止対策	基本的方策	具体的方法	参考（関係法規）
作業環境の改善	○ 溶解炉を隔離するか、又は溶解炉からの有害な光線の放射を減少させるための措置を講ずる。	○ 溶解炉の開口部をできるだけ小さくする。また、炉蓋等の開閉及び湯出し作業の時間を短縮する。 ○ 溶解作業を自動化する。 ○ 遮へい板等を設置する。 ○ 有害光線を伴う作業は、隔離室を設け、遠隔操作を行う。	○ 有害な光線にさらされる作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講ずる。 (安衛則第 576 条)

健康障害防止対策	参 考（関係法規）		
保護具の備付け	有害な光線にさらされる業務においては、保護眼鏡等適切な保護具を備える。 (安衛則第 593 条)		